

**放送を巡る諸課題に関する検討会 視聴環境分科会
視聴者プライバシー保護ワーキンググループ（第6回）
議事要旨**

1. 日時

平成29年3月13日（月）13時00分～15時00分

2. 場所

総務省地下2階 講堂

3. 出席者

（1）構成員

穴戸主査、森主査代理、小塚構成員、長田構成員

（2）オブザーバー

一般社団法人IPTVフォーラム、一般社団法人衛星放送協会、一般社団法人電子情報技術産業協会、日本放送協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人日本コミュニティ放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、一般財団法人放送セキュリティセンター、個人情報保護委員会事務局、経済産業省商務情報政策局情報通信機器課

（3）総務省

南情報流通行政局長、吉田官房審議官、齋藤情報流通行政局総務課長、鈴木同局放送政策課長、藤田同局地上放送課長、玉田同局衛星・地域放送課長、豊嶋同局情報通信作品振興課長、飯村同局衛星・地域放送課地域放送推進室長、三島同局放送政策課企画官

4. 議事要旨

（1）視聴履歴等の取扱いに係る検討について（通知・同意取得のあり方関連）

三島放送政策課企画官から、資料6-1「指針等の策定に当たり検討することが望ましい主な論点について」、資料6-2「視聴者プライバシー保護WG（第5回）における主な御意見」、資料6-3「視聴履歴等の取扱いに係る検討に対する御意見について（1. 通知・同意取得のあり方 関連）」及び資料6-4「視聴履歴等の取扱いに係る検討について（1. 通知・同意取得のあり方 修正版）」について説明。その後、議論が行われた（構成員・オブザーバーの主な発言は以下のとおり）。

【小塚構成員】

- ・ 資料6-4の8ページ5. ④及び6. ③で、第三者提供先や共同利用の範囲の変更の度に本人に通知することが望ましいとされているが、視聴者は、過剰な通知と

感じてしまうと、かえって注意を払わなくなるため、通知が多いほど良いということにはならないのではないかと。

【長田構成員】

- ・ 想定外の利用目的が加わる場合などは、本人に適切に通知されなければ、気付かないまま、オプトアウトの機会を失うことになるおそれがある。
- ・ 知りたい情報は人それぞれ異なる。毎日、変更の通知が届くことまで想定するものではないが、何らかのタイミングで変更の通知があることが大切ではないか。

【森主査代理】

- ・ 第三者提供先の追加や共同利用の範囲の拡大に当たっては、同意を得ずに拡大できる範囲は限られていることから、想定外の拡大はあまり想定されないのではないかと。些末な変更の度に通知を行うことが煩雑だという意見はもっともであるが、通知は行った上で、本人の判断に委ねるという考え方もある。

【宍戸主査】

- ・ 資料6-4の8ページ、5. ③に「(略)提供先を変更する場合、適時、本人に通知することが望ましい。」と記載されているとおり、同意を取るための通知の表示の仕方については、「適時」という言葉に幅があるものと考えられる。したがって、事業者側で、変更の内容の軽重を判断しながら、適切な同意取得のための通知の表示を行う工夫ができるよう整理する方がいいのではないかと。

(2) 視聴履歴等の取扱いに係る検討について (2. 視聴履歴の取扱いに係る配慮)

三島放送政策課企画官から、資料6-5「視聴履歴等の取扱いに係る検討について (2. 視聴履歴の取扱いに係る配慮)」について説明。その後、議論が行われた(構成員・オブザーバーの主な発言は以下のとおり)。

【大谷構成員】 ※欠席のため、事務局経由で意見を提示。

- ・ 記載例について、データベースへの格納を禁止するものは、「思想・信条のカテゴリ」では狭く解釈されるおそれがあるのではないかと。「これを推知させるカテゴリを含む」と追加すべき。

【小塚構成員】

- ・ 「思想・信条」では、これに該当しないと言い訳されてしまうため、これに準ずるカテゴリも格納してはならないとすべきとの趣旨の提案であれば賛同する。

【宍戸主査】

- ・ 思想・信条に当たるか否かわからない具体例はたくさんあると思われるが、とりわけ問題になる可能性があるものを、思想・信条に類する具体例として指針に書かれている方が、事業者団体にとってやりやすいのであれば、そのような対応もあるのではないかと。

【森主査代理】

- ・ 同意の撤回(視聴履歴の取得の停止)は、世帯の構成員のプライバシー保護の観点及び事業者負担のバランスの観点から、世帯の誰からでも受け付けることにするのが望ましいのではないかと。

- ・ 視聴履歴を取得されて得られる利益と比較すれば、取得されない意向が優先されるべき。せいぜい、取得時の手続との平仄からすれば、撤回においても本人以外の世帯構成員から受け付ける場合、本人の同意が必要であることを注意喚起させる程度ではないか。

【小塚構成員】

- ・ 視聴履歴を取得されることと取得されないことのどちらを優先するかは、非常に大きな問題提起。取得されないことに優越性があるという整理は、利活用よりもプライバシーに譲った仕切りとなるが、反対はしない。【小塚構成員】

【宍戸主査】

- ・ ガイドライン上は、同意の撤回は本人の申出が本則。本人以外の世帯構成員から受け付ける場合には、本人から同意を得ていることを合理的な方法で確認することが望ましいと考える。
- ・ 同意の際に世帯構成員に周知し、了解を得た上で同意するよう注意喚起することと合わせ、撤回の時も本人の同意が必要であることを注意喚起するという整理も、合理的な確認としてよいのではないか。

【長田構成員】

- ・ 「利用目的を特定して必要な範囲内の保存期間を定め」とあるが、永遠に保存するとの宣言も可能と読める。合理的な保存期間や長期間蓄積のリスクに言及し、無制限な保存期間が適切でないこと言及すべきではないか。

【宍戸主査】

- ・ 視聴履歴の利用目的の特定及び保存期間の設定として見出しを立てた上で、利用目的を特定したら、それとの関係で合理的な保存期間の幅というのが一定程度決まってくること、そうでないと、保存期間を書く場合、書かない場合のいずれであっても、どういう場合に消去するのかということ自体が決まってこないこと等のそもそも論について、少し記述があった方がよいのではないかと考える。視聴履歴は保存期間さえ定めれば、その定めた期間はずっと持っていて良いということは、法律上もあり得ない。

(以上)